

清瀬市木造住宅耐震診断助成 手続きの流れ

1 事前相談

助成を希望される方は、必ず事前に都市計画課へご相談ください。

2 診断機関に依頼

市が指定する診断機関に診断に係る調査内容、費用や日程等についてご相談ください。

※契約は必ず助成決定後にお願いします。

3 助成金交付申請書提出

耐震診断を行うことが決まりましたら、耐震診断に係る契約前に、次の書類を添えて助成金交付申請書を都市計画課へ提出してください。

- 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- 助成対象住宅であることを証する書類（確認通知書、台帳記載事項証明、家屋台帳等）
- 助成対象住宅の所有権者を確認できる書類（建物全部事項証明）
- 市税納税状況に関する調査の同意書
- 所有権を共有している住宅は、共有者全員の代表者であることが確認できる書類（様式は任意ですが、市作成の参考様式をお渡し可能です。必要に応じてお声がけください。）
- 診断する機関が市の指定する診断機関であることを確認できる書類の写し
- 助成対象住宅の付近見取図
- その他市長が必要と認める書類

4 助成金交付決定

申請書を審査後、助成金の交付決定通知書が送付されます。

※審査の結果、不交付決定通知となる場合があります。

5 契約

交付決定通知後に診断機関と契約をお願いします。

6 耐震診断

耐震診断の実施

7 完了報告の提出

診断終了後、次の書類を添えて完了報告書を都市計画課へ提出してください。

- 耐震診断結果報告書の写し
- 耐震診断に係る契約書の写し
- 耐震診断費の領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

8 助成金額の確定

助成金額の確定後に、助成金額確定通知書を送付します。

9 助成金額の交付請求

確定通知がありましたら、交付請求書を都市計画課に提出してください。

10 助成金受領

助成金の指定銀行口座への振込